

# 条 例 案 提 出 書

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記条例案を神奈川県議会会議規則第 12 条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 5 月 15 日

神奈川県議会議長 梅 沢 裕 之 殿

提出者	神奈川県議会議員	しきだ 博 昭
	同	松 崎 淳
	同	佐々木 正 行
	同	近 藤 大 輔
	同	相 原 高 広
	同	井 坂 新 哉
	同	加 藤 元 弥
	同	斉 藤 たかみ
	同	亀井 たかつぐ
	同	くさか 景 子
	同	楠 梨恵子
	同	君 嶋 ちか子

**県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例**

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第10項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（期末手当の特例）」を付し、附則に次の1項を加える。

11 令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**（提案理由）**

県議会議員の期末手当について、減額措置を講じることに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。